

高鍋町告示第29号

平成21年第1回高鍋町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成21年5月22日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成21年5月29日（金）

2 場 所 高鍋町議会議場

---

○開会日に応招した議員

緒方 直樹君	黒木 正建君
池田 堯君	水町 茂君
大庭 隆昭君	柏木 忠典君
矢野 友子君	岩崎 信也君
八代 輝幸君	徳久 信義君
中村 末子君	春成 勇君
永谷 政幸君	時任 伸一君
山本 隆俊君	後藤 隆夫君

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成21年5月29日 午後1時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)  
平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第4 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)  
平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)  
平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)  
高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第49号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)  
平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第4 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)  
平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)  
平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)  
高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第49号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 

出席議員(16名)

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 緒方 直樹君 | 2番 黒木 正建君  |
| 3番 池田 堯君  | 5番 水町 茂君   |
| 6番 大庭 隆昭君 | 7番 柏木 忠典君  |
| 8番 矢野 友子君 | 10番 岩崎 信也君 |

11番	八代	輝幸君	12番	徳久	信義君
13番	中村	末子君	14番	春成	勇君
15番	永谷	政幸君	16番	時任	伸一君
17番	山本	隆俊君	18番	後藤	隆夫君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君          事務局補佐 野中 康弘君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	総務課長	……………	間 省二君
政策推進課長	……………	森 弘道君	会計管理者兼会計課長	…	正崎 博君
産業振興課長	……………	長町 信幸君	建設管理課長	……………	曾我部義雄君
上下水道課長	……………	芥田 秀則君	税務課長	……………	田中 義基君
健康福祉課長	……………	井上 敏郎君	町民生活課長	……………	三浦 敏君
農業委員会事務局長	…	松木 成己君	教育総務課長	……………	永友 吉人君
社会教育課長補佐	……………	森塚 実君			

---

午後 1 時 30 分開会

○議長（後藤 隆夫） それでは、只今から平成 2 1 年第 1 回高鍋町議会臨時会を開会をいたします。

議案に入る前にですね、携帯等のマナーモード等には注意をしていただきたいというふうに思います。

それでは、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 1 3 番。

こんにちは。お昼からの臨時議会ということで、大変皆さん、貴重な時間をいただきませんが、只今から議会運営委員会の結果報告を行いたいと思います。

平成 2 1 年第 1 回臨時会の招集に伴いまして、本日午前 8 時 3 0 分から議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

今臨時会に付議されました案件は、お手元の一覧表のとおり、専決処分の承認を求めるもの 4 件、条例の一部改正 1 件の計 5 件であります。このことに伴いまして、副町長及び

事務局長にその概要の説明を求め、審議を行ったところでございます。

意見としましては、改正条例案の文章が理解しがたいなどの意見が出されましたが、現在の例規上では、それ以上の表現は厳しいが、今後の法制研修などの場で、可能なものであれば変えていきたいとのことでした。また、議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、本来ならば、議員発議とすべきものであるけれども、人事院勧告に基づく暫定的なものであり、一般職の職員とあわせての提案としたことなどの報告を受けたところです。

会期日程、議事日程につきましては、別紙予定表がお手元に配付されておりますが、出席委員全員、意見の一致を見たところであります。今臨時会が円滑に運営されますよう、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます、御報告といたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後藤 隆夫） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、13番、中村末子議員、14番、春成勇議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（後藤 隆夫） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、別記のとおり本日5月29日の1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は1日間に決定をいたしました。

---

### 日程第3. 議案第45号

### 日程第4. 議案第46号

### 日程第5. 議案第47号

### 日程第6. 議案第48号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第3、議案第45号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）から、日程第6、議案第48号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）高鍋町税条例等の一部改正についてまで、以上4件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。

こんにちは。大変お忙しい中、御苦労さんでございます。

それでは、提案理由を述べさせていただきます。

議案第45号（専決第1号）の平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）から、議案第48号（専決第4号）の高鍋町税条例等の一部改正についてまでを、一括して提案理由を申し上げます。

これらの議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、議会の御承認を賜りますようお願い申し上げます。

まず、議案第45号（専決第1号）の平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、この専決処分の理由といたしましては、高鍋町老人保健特別会計、高鍋町後期高齢者医療特別会計及び地域活性化生活対策臨時交付金の事業費が3月末に確定したため、財源調整等が必要となり、専決処分をしたものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,262万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ73億121万2,000円とするものでございます。補正の主なものは、歳入では、確定いたしました医療費等による財政調整に伴います老人保健特別会計からの繰入金増額、並びに事業費確定に伴います財政調整基金及び減債基金の減額調整で、歳出では、各基金への積立金の調整、保険料納付の確定による財源調整に伴います後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額調整及び地域活性化生活対策臨時交付金の事業費確定に伴います道路改良費の減額調整でございます。

次に、議案第46号（専決第2号）の平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、この専決処分の理由といたしましては、3月末に医療費等が確定し、財源調整を行った結果、一般会計への繰り出しが生じたため、専決処分をしたものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,306万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億2,224万1,000円とするものでございます。補正の主なものとして、歳入では、支払基金交付金・国庫負担金等の増額及び診療報酬明細書の返戻による診療報酬等返還金が生じたことによる雑入の増額で、歳出では、医療諸費等の減額及び財源調整による一般会計繰出金等の増額でございます。

次に、議案第47号（専決第3号）の平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、この専決処分の理由といたしましては、3月末での保険料納付が確定し、財源調整を行った結果、一般会計からの繰入金を減額する必要が生じたため、専決処分をしたものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ695万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億4,316万3,000円とするものでございます。補正の主なものとして、歳入では、後期高齢者医療保険料の減額及び財源調整に伴う一般会計繰入金等の減額調整で、歳出では、保険料の減額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額等でございます。

次に、議案第48号（専決第4号）の高鍋町税条例等の一部改正についてでございます

が、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございまして、この改正法が平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日からの施行となったため、平成21年3月31日に条例改正を行わなければ税務事務に支障を来すおそれがあり、専決処分をせざるを得なかったものでございます。

改正の主なものとしたしましては、上場株式等に係る所得の軽減税率の延長、年金所得者の住民税特別徴収処理の変更等の改正でございます。

以上、4件の議案につきまして御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、順次、担当課長の詳細説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。

それでは、（専決第1号）平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について詳細説明を申し上げたいと思います。

予算書の6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入について御説明いたします。

款15財産収入の利子及び配当金でございますが、財政調整基金、ふるさとづくり基金のうち永久町民分、土地開発基金、地域福祉基金それぞれの確定しました基金利子を計上したものでございます。

次に、款17繰入金の特別会計繰入金でございますが、老人保健特別会計におきまして医療費に係る支払基金、国県支出金からの精算交付がありましたので、一般会計から老人保健特別会計に一時的に立てかえておりました繰り出し分を、今回繰り入れるものでございます。財政調整基金繰入金、減債基金繰入金につきましては、老人保健特別会計繰入金の増額及び歳出の減額分を財源調整するものでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費の財産管理費でございますが、歳入のほうで申し上げました財政調整基金、ふるさとづくり基金うち永久町民分の運用収益であります利子分を基金に編入するための積立金でございます。

款3民生費の社会福祉総務費につきましても、総務費と同じく、基金利子を積み立てるものでございます。老人福祉費の繰出金は、後期高齢者医療特別会計の事業費確定に伴います事務費の調整分として繰り出すものでございます。

次に、款8土木費の道路新設改良費につきましては、地域活性化生活対策臨時交付金の事業の調整分としまして、3月に議決をいただいております平成20年度補正予算（第5号）に計上しておりましたが、戸籍電算化の事業費確定に伴いまして調整の必要がなくなりましたので、今回、減額するものでございます。

なお、この道路新設改良費分につきましては、来月招集予定の第2回定例会に上程を予定しております平成21年度一般会計補正予算の中に同額を計上し、審議をいただくこと

としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。

それでは、議案第46号平成20年度老人保健特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成20年度の医療費等が確定したことによる財源調整が主なものとなっております。御案内のとおり、老人保健制度は平成19年度——平成20年3月末をもって後期高齢者医療制度に移行いたしておりますが、平成19年度の最後の月、つまり平成20年3月診療分につきましては、平成20年5月に支払いが発生すること、それからまた、平成20年2月以前の診療分についても、3年間の請求期間が認められておりますので、その請求遅延分が平成20年度に発生するということなどから、本特別会計につきましては、平成22年度まで存続をするということになっております。

それでは、補正の内容につきまして御説明を申し上げたいと思いますが、金額につきましては省かさせていただきます。

まず、歳入でございますが、6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

医療費に係る歳入になりますけれども、1款の支払基金交付金の医療費交付金、2款の国庫支出金の医療費負担金、それから3款の県支出金の県負担金につきましては、いずれも現年度分が減額、過年度分が増額ということになっております。現年度分——平成20年度分につきましては、見込みよりも医療費実績が少なかったために交付決定額との差異により減額するものでございます。それから、過年度分——平成19年度分につきましては、事業費確定に伴い交付金等が過少であったために、平成20年度において追加交付がなされたことにより増額するものでございます。

戻りまして、1款の支払基金交付金の2審査支払手数料でございますけれども、当初見込みよりもレセプト件数が少なかったために20年度実績による交付決定額との差異により減額するものでございます。

次に、一番下の下段の繰越金でございますが、これは平成19年度からの繰越金の確定でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

諸収入のうちの第三者納付金でございますが、実績により減額をするものでございます。同じく雑入でございますが、これは、診療報酬請求の再審査に係る医療費の返戻などでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

10ページ、11ページになります。

総務費一般管理費の委託料につきましては、共同電算処理委託料を診療報酬請求件数によって委託先の国保連合会へ支払うことになっておりますが、見込みよりも件数が少な

ったために減額をするものでございます。

次に、その下の医療諸費、医療給付費の負担金補助及び交付金でございますが、医療費実績により減額をするものでございます。同じく、償還金利子割引料でございますが、還付金が発生をしておりませんので、全額、減額をするものでございます。それから、2の医療費支給費でございますが、これにつきましては、節内流用をしたもので補正額は生じておりません。3の審査支払手数料でございますが、診療報酬請求件数が見込みより少なかったために、実績により減額するものでございます。

次に、12ページ、13ページになります。

諸支出金、一般会計繰出金でございますが、先ほど歳入のほうで申し上げましたとおり、過年度分の支払基金交付金及び国県の交付金が追加交付されておりますので、一時立てかえをしておりました一般会計へ返還をするものでございます。

以上が、議案第46号についての説明でございます。

続きまして、議案第47号平成20年度後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明を申し上げたいと思います。

後期高齢者医療制度につきましては、只今、老人保健特別会計でも申し上げましたとおり、旧老人保健制度から移行する形で平成20年4月からスタートし、今後初めての決算を迎えようとしています。

それでは、歳入から御説明を申し上げますが、金額につきましては、同様に、省かさせていただきたいと存じます。

8ページ、9ページをお開きください。

まず、保険料の現年度分の特別徴収保険料及び普通徴収保険料でございます。1の特別徴収保険料の減額についてでございますけれども、これは、本人死亡が主な原因で減額をするものでございます。それから、2の普通徴収保険料でございますが、これにつきましては、納付された保険料をそのまま全額宮崎県後期高齢者医療広域連合に支払わずに、還付金財源として5%を留保することになっております。また、平成21年4月以降に収納した平成20年度保険料につきましては、21年度で納めるという取り決めがなされておりますので、還付財源の5%分と20年度3月分の未納額両方合わせて21年度の支払い財源として繰り越すことによりまして、減額を行うものでございます。

次に、使用料及び手数料の——保険料督促手数料でございますけれども、これは、実績による※減額でございます。

次の、繰入金——事務費繰入金でございますが、歳出の確定に基づいて不用額を減額するものでございます。その下の諸収入、事務費繰入金でございますが、これは、歳出の確定に基づいて不用額を減額するもので、あっ、失礼しました、諸収入——健診受託事業収入でございますね、失礼しました。これは、後期高齢者32名の皆さん方が特定健診を受診をされまして、その実績に基づいて広域連合から交付されるものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

※後段に訂正あり



10ページ、11ページになります。

総務費の一般管理費の減額につきましては、消耗品の節減に努めたこと、それからその次の賦課徴収費につきましては、徴収嘱託員が病気により欠勤したことによる報酬の減額でございます。3枠目の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、先ほど歳入で申し上げましたとおり、平成20年度の保険料収納額から普通徴収還付金財源5%と平成21年度4月以降の納付分を除いた支払い済みの実績に基づいて、減額をするものでございます。

次に、保健事業費の健康診査費でございますが、これにつきましては、当初、受診者を70名程度見込んでおりましたけれども、32名にとどまったことに加えまして6名分の請求がまだなされていないこと、それから、1人当たり2,100円を介護保険特別会計、いわゆる生活機能評価の部分として2,100円を負担することになったために減額をするものでございます。

最後に、諸支出金でございますが、12ページ、13ページになります。

下段の諸支出金でございます。還付加算金でございますが、これも、実績に基づいて減額をいたすものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。

それでは、議案第48号（専決第4号）の高鍋町税条例等の一部改正について詳細説明を申し上げます。

本年度の――21年度でございますけれども、地方税法の改正の主な点ていいますのが、住宅ローン特別控除の創設と、あと、宅地等に対して課税する固定資産税の課税の特例の延長、それから土地の譲渡所得に係る特別控除の創設などがメインでございます。

で、今回この議会に上げさせていただきまされたのが、その税法とあわせまして、条例――町条例を改正して施行すべきもの、行わなければ、住民に不利益等が生じるもの、税務事務に支障を来すもの等を、やむを得ず専決処分させていただくということで上げさせていただいております。この中ですね多くが、ほとんど、その先ほどの申し上げました地方税法そのほか関連法令の改正に伴う文言・条文・条項の整理でございますので、それらも含みながら、主なものを只今から説明させていただきたいと思っております。

お手元の議案とですね、後ろのほうの新旧対照表を比較されながら見ていただけるとよろしいかと思っております。

まず、第38条から47条までなんですけれども、これにつきましては、本年の10月から年金所得者に対しまして、住民税の特別徴収が開始されます。で、それにつきまして、これまでは年金以外に所得があった場合でも、その年金の所得に対して合算をして住民税として引くということだったんですけれども、それが廃止されまして、年金所得者から特別徴収します税額は、あくまでも、年金に対しての住民税額だということに関しての条文

の削除による整理でございます。

それから、第56条でございますが、これは、固定資産税の非課税範囲の規定でございます。医療関係者養成所に係る固定資産税の非課税処置に関しまして、それまでより、加えて、一般社団法人及び一般財団法人、社会医療法人等が設置する医療関係者の養成所を追加するという条文でございます。これまでは、もう既に医療関係養成所ということで、児湯医師会の看護学校が入っておりますが、それに加えて追加するものに関しましては、今のところ、高鍋町内ではございません。

58条の2でございます。これも、社会医療法人が、直接、救急医療等の確保事業の用に供する固定資産、これに係る税については非課税とするという条文でございます。

それから、附則第11条から第12条にかけてなんですけれども、これは、固定資産の評価替えに伴うものでございまして、特に12条でございますけれども、1項から6項まで、18年度から改正されました土地の課税標準の算出方法、これを延長するというもので、負担水準の低いものは一定水準まで引き上げ、高いものは下げる、中間層については据え置き等を講じて均衡化の促進を図る、いわゆる負担水準の調整というものでございます。負担水準といいますのが、ちなみに、評価価格に対しての前年度の課税標準額を負担水準と申します。

それから、附則第16条から附則第20条の4の第5項までなんですけれども、それぞれ所得の課税の特例ということで上がっております。これは、それぞれのその所得に係る町民税の課税の特例ということで、寄附金税額の控除を計算するとき、その合計所得に係る所得を加算するということの改正でございます。寄附金税額を控除する場合に、寄附金額の控除の額の上限というものが、所得の3割というふうに規定されておりました、その所得に係る所得も、合算して計算をして税額控除を求めなさいというものでございます。

それから、附則第17条の2でございますが、これは、優良住宅の造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得、これに係る課税の特例をさらに5年間延長しますよ、という条文の改正でございます。

続きまして、第2条中とありますが、附則第10条の2第2項でございます。これは新しく追加されたものでございまして、新築された認定長期の優良住宅、これに対します資産税の減額規定というものが追加されました。2分の1の減額をするということで、一般の場合は5年、中高層のビルは7年間2分の1減額するというものでございます。ちなみに、今既に3年の減額措置がございますので、それにプラスして、一般は2年間プラスして5年、中高層は2年プラスしてやっぱり7年ということになると思います。

それから、第2条の第8項でございます。これは、上場株式等の配当所得の軽減税率の1年延長をするという規定と、それまで100万円以上の部分の区分、税率と規定があったんですけれども、それを一律1.8%とするという訂正改正でございます。

それから、飛びますが、第2条第17項でございます。これも上場株式の、今度は譲渡益の軽減税率、これを1年延長して、なおかつ500万円以上の区分の撤廃をするという

ものでございます。

最後ですけれども、第2条の第22号、これは条約適用配当等の軽減税率の延長ということで、我が国と租税条約を締結している国の居住者、まあ法人も含むんですけれども、その方が我が国の法人から支払いを受ける配当、これについては租税条約の規定に基づいて源泉徴収税額の軽減、または、免除を受けるということでございます。

以上が、議案第48号（専決第4号）高鍋町税条例等の一部改正についての説明でございます。

○議長（後藤 隆夫） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。

訂正をさせていただきたいと存じます。

先ほど、議案第47号後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明を申し上げましたが、予算書の8ページ、9ページになりますが、その中の使用料及び手数料5万円の増額でございますけれども、これを減額と申しましたので、訂正をお願いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、説明が終わりました。

只今から1議案ごとに質疑・討論・採決を行います。

まず、議案第45号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について、質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

ページ数も言ったほうがよければ言いますが、7ページですね。で、利子及び配当金のところのですね利率ですね、これは何%ぐらいになってるのか、それぞれでお答えを願えればと思っております。

老人保健の特別会計の繰入金の場合は、後での議案のときに質疑をいたしますので、そこは割愛しますけれども、財政調整基金の繰り入れする場合ですね、財政調整基金の繰り入れが大きいんですが、その判断はどのようになされてきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（正崎 博君） 会計課長。

今回の利子を計上しておりますけれども、基金利子ですね、この利率でございますが、定期預金をしてございます。で、定期預金も3カ月から1カ月間ほど、それぞれございませぬけれども、3カ月につきましては0.3%、それから半年については0.35%、それから1年ものについては0.45%、この分の利子分でございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。

先ほど申しました財源調整ということで、この専決自体が減額の予算となっております。

それで、予算の歳入歳出を調整したときにですね、今まで繰り入れておりました財政調整基金、減債基金と、ほかの基金もありますけども、その基金を調整しないと歳入歳出の予算が同額にならないと、歳出側がマイナスになってる関係でですね。それで、基金の調整をするということになったわけですが、財政調整基金については、とにかくもう4,549万8,000円と、今現在それを繰り入れる予定にはしておりましたが、それ以上に減額が出ました関係上も、財政調整基金についてはすべて繰り戻すと、そして、基金をそのまま取り崩さなくて済むようにということで、まず財政調整基金をすべて戻したと。そして、なおかつ余ってたもんですから、公債費に充てる財源とします減債基金を少しでも戻そうということで、その残りを減額したということになります。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

今の説明ではね、ちょっとわからない部分があるんですよ。という、私が聞いたのは、今までね、利子及び配当金でいただいたもの、要するに、いただいたものは財政調整基金利子ってありますでしょ。ありますでしょ。別々にありますがね。普通は、これ調整するときは、例えば、老人保健特別会計の繰入金と、プラス、財政調整基金利子だけを、財政調整基金の繰入金を減額するという形で今まで入れようとしてたのを、いや、入れなくて済むようにっていうことに、普通は、今までは大体してきた部分があったんですよ。それを、ふるさとづくり基金利子が4万5,000円ありますよね。これをふるさとづくりの基金のほうに組み入れたりとか、土地開発基金利子とかありますよね。だから、基金の繰り入れに関して、そういった形でやって、後ろ、金額的には合ってますかね、全部。4万6,000円。ちょっと多いかな。だから、そういうふうな財政調整基金というのを金額そのものでですね、どれぐらいの、今現在あって、どれぐらいのことが必要だったのかということちょっとね、できればそこを詰めて言っていただくと大変ありがたいなと思ったんですよ。だから、例えば老人保健特別会計基金の繰り入れは一般財源ですよ。一般財源から出してる部分だと思うんですよ。だから、その部分を財政調整基金にやっばり充てたということの根拠っていうか、そこをちょっと教えてほしいなと思ったんです。

そして、もう1つ聞きますね。それはいいんですよ。そこでちょっと答えていただければよろしいんですが。先ほどですね、会計管理者のほうから3カ月から大体1年間ということだったんですが、これはもう途中ではですね1年間というものは、どういった内容で、要するに目的で1年間としてるのか。例えば、3カ月の定期預金としているのは何でなのかと、6カ月としているのは何なのかということも、できればあわせて答えていただければ、基金そのものの運用の仕方というか、それが例えば、もう今、利息はこんなに安いですよ。正直な話して、みんなもう本当に、利息はあってなきがごとしだけれども、しかし、しかしですよ、しかし、金額が大きくなれば町の財政、まあ個人ではね、そんなにたくさんはありませんので、しかし、金額がたくさんになれば、正直な話言って、まあ1年

間しとったほうがより利息は入ってくるというのは、これ明らかですよ。そういうことを考えたときに、どうしてその1年間にしていけないのかということも、しっかりとね、できればここで説明していただけるとありがたいというふうに思ってるんですよ。だから、政策推進課に聞きたいのは、ほかに、ほら、基金がいっぱいあるじゃないですか、基金がね。ここに書いてあったのだけでも、今まで、ほら、利息をその分だけ入れるっていう感じだったのがね、一般財源からだから、その老人保健の特別会計の繰入金をこれに全部入れたんだろうなというのは想像がつくんですけど、想像はつくんですけど、なぜそういうふうにしたのかその方針を述べていただきたいと、私、それを言ったんですよ。普通、ほら、利息分しか入れないじゃないですか。だから、ほかのも全部利息分は、その利息分に入れてあるじゃないですか。それなのになぜ財政調整特別基金だけにこれだけ、減債基金はこれだけ入れといたほうがいいだろうということだったから、まあ大体、そういう判断だったんだろうなというふうに思ったんですけど。例えば、減債基金のほうは、逆に言えば、私は、もうちょっと積み立てておかないと、ひょっとして国の方針が変わってね、利息の高いものについては借り換えを認めますよとか、返してもいいですよとかいうのが来たときにですね、ある程度この減債基金に積み立てておかないと、それができないですよ。まあ、そのときに財政調整基金から振り込む、繰り入れようと思えば繰り入れられなくはないんですけど、その辺の方針をどうしたのかという方針を聞きたいわけですよ。金額そのものの問題になってくるだろうと思うんですが。私の説明わかりません、ごめん。理解できない。

だから、なぜ財政調整基金の繰り入れを多くしたのかその理由と、減債基金に繰り入れる金額はこれだけでいいと判断した基本的な考えを教えてくださいというのが、述べていただきたいというのが、私の質疑の趣旨なんですけど。わかります。わからん。(笑声)

○議長(後藤 隆夫) 会計課長。

○会計管理者兼会計課長(正崎 博君) 会計課長。

基金の運用のその内容についてでございますが、御存じのとおり、基金が、まあ、例えば5億円ございますとすれば、その中の一部分についてはどうしても当初予算の中で繰り入れ、予算として計上します。例えばまあ、5億円のうち2億円当初予算計上すると、そのあとの残りの3億円についてはほとんど1年間使わないかもしれませんが、丸々3億円その1年の定期にするわけにはいけないので、若干余裕持って2億5,000万円ぐらいを1年の定期にすると、あと5,000万円ぐらいのちょっと危ない金額を半年ぐらいにすると、そういった予算計上の内容によって3カ月から1年の定期にして最大限に活用してるということでございます。

で、これ、いろんな基金がございますけれども、特会を含んだ基金がございますけれども、同じような考えでもって運用しております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長です。

基金の利子のところについては、土地開発基金だけは積まずに一般財源っていいですか、そのまま予算に計上して整理するというので、これについては今までも積んでおりません。で、ほかの基金につきましては、確定したものをそのまんま基金に積み戻すといいますが、利息分を積んできております。

で、その財政調整基金の関係ですけども、ちょっとこれでいいのかちょっとわかんないですけど、一応この老人保健特別会計からの繰入金についてはですね、予期してなかったというか、当然、財政調整基金も繰り入れて予算は編成しておりますので、実際ですと、幾ら不用額が出るかによって翌年度に調整というふうに普通はなろうかと思うんですけども、今回につきましては、たまたま、老人保健からの精算といいますか、当然これは立てかえをしておいた分ですので、たまたま、ことし3,000万円ということで、ひよっとするとこれ、来年になった可能性、そこら辺ちょっとまだこちら側でははっきりしかねるところがございますけども、一応その中で歳出側の減額になっております関係で予算自体がマイナス調整になりました。それで、この財政調整基金を、もし、繰り入れというか繰り戻さなければ、歳出側でまた財政調整基金に積むといいますか、そういうことで、結局プラスマイナスは合わせざるを得ないわけですけども、その財政調整基金を優先的にということの意味は、どうしても、ほかの基金については、目的基金ですので、充当がこれに限るとか、まあ、足かせがございますので、これまでも一緒ですけど、基金がないと予算編成が厳しいというのはずっと今後も続く可能性がございますので、財政調整基金がすべての財源の裏当てとといいますか、そういうふうに使えますので、とにかくもう財政調整基金が一番あるかないかというのが一番大事なところですので、とにかくこの財政調整基金を、とにかく繰り入れを戻すと、繰り入れをゼロにするというか、そこを優先的にしたほうがよかろうということで、こういう予算にしました。えっと、大丈夫でしょうかね。（笑声）

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

だからね、いいですよ。今の答えは答えでいいんですけど、そこの中で減債基金の繰り入れが出てきてるでしょ。だから、それはどういった方針でそうしたのかということ聞いてるだけだから、別段その答えが間違ってるとか、そういうことを言ってるわけではないんです。だから、財政調整基金が一番出したり入れたりしやすいお金であると、基金であるということは、もうこれはだれもが知ってるわけですよ。そしたら、減債基金を減らすんじゃなく、減債基金をね、こうやった形にするんじゃなくて、まあ金額も知れてるし、正直な話言うて。何で減債基金に入れたっちゃうかねって。おろさんでいいように、35万4,000円、言えば、私に言わせれば、財政調整基金にすべて入れてその後で使えるようにしておけば、この減債基金だって使えるじゃないかと、基本的にはそういう言

い方な、何で新しい、別の項目を設けてしたのか、この意味を教えてくださいということ言ってるわけですよ。だから、減債基金の繰入金を減額した理由というのが何なのかと、だから例えば「もう1円もないから入れました」とかね、いうのがあればよかったわけですよ。そんなのは全然なくて、「減債基金に繰り入れたほうがいいということで、減債基金のほうにこうしました」という答えだけだったから、じゃあ、それじゃあ答えになってないと、私思うんですよ。だから、方針としてどうなのかということ。だから、減債基金であってもこれはもう財政調整基金に入れておけば何でも使えるわけだから、極論を言うと、ほかのふるさとづくりとかそういうものについては、それは利子を積むということになってるからね、なってるから利子を新たに基金へ繰り入れしたりするけれども、するけれども、だけどほかのものに、そういう規定のないもの、規定のないものについては、正直な話して、すべて財政調整基金に入れてしまえばいいのに、何でここで基金に、減債基金にね、入れたのかということが、ちょっと私、わけがわからなかったのよ。何でか何か、もうお金が全然ないとか何とか、こういういろいろ考えるじゃないですか。そういうことですよ。わかった。(笑声)

○議長(後藤 隆夫) 政策推進課長。

○政策推進課長(森 弘道君) 政策推進課長。

済いません。多分、この35万4,000円を戻さずに多分歳出側で35万4,000円を財政調整基金のほうの積立金に充てれば、プラマイは合ったんだろうと思うんですけども、単純に歳出と歳入を合わせたときに、歳入で調整しようと思ったもんですから、そして35万4,000円まだ足らなかったもんですから、単純に、減債基金はあったにこしたことないということで、済いませんが単純にここで調整したというのが実情です。済いません。

○議長(後藤 隆夫) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤 隆夫) これで質疑を終わります。

これから議案第45号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤 隆夫) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を起立によって採決いたします。本件は承認することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長(後藤 隆夫) 起立全員であります。したがって、議案第45号専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)については、承認することに決定をいたしました。

次に、議案第46号専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第3号)について質疑はありませんか。13番、中村

末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

これはですね、22年度まで持つていく予算であるということで説明を受けておりますけれども、あとね、大体どれぐらいと予想されてるのかなって、結局ここでもある程度の金額が残ってきたわけですよ。だから、また国からも支払われてない部分が支払われている、調整をずっとしてきている部分があると思うんですけども、じゃあ、一体どれぐらいだと予想してるのかということがね、予想ができなかったのかどうかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。

今、資料の中から現在の保険者人員等について見ておるんですが、実は、19年度の診療分について過誤請求が発生をいたしておまして、で、これを返戻をいたしまして、20年度で改めて再審査をして支払うと、ある医療機関でございますけども。ただまあ、そういうものが700万円ぐらいございまして、で、この処理が間に合わずに21年度にずれ込んでいくという可能性が出ております。それ以外に、現在、老人保健の診療をしてまだ請求が来てない部分もございまして、件数についてはちょっと手持ちの資料がないんですけども、22年度までは、金額は少なくなっていくということは考えられますけども、引き続き存続していくというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） ちょっと今初めてわかったんですけど、医療過誤の部分の700万円ぐらいということなんですが、例えば、医療機関によってはですね、やはりこういう老人保健から後期高齢者医療保健制度へ移行してから後、まあこういうことを申し上げては大変失礼な言い方になるかもしれませんが、どっちで請求したかわけがわからなくなる状況がね、ひょっとしたら生まれてるんじゃないかなっていうふうに思ったんですよ。だから、どっちも請求すると、同じものをね、いう状況というのは出てきてないんですか。だから、この医療過誤が見つかったというのは、じゃあ、どういったシステムの中で判明してきたのか、そこをところを答弁していただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。

先ほどの医療過誤につきましてはですね、まあいわゆる過誤請求、いわゆる普通の過誤請求というふうに、私ども聞いておりますが、そこに特別な問題とかトラブルがあったということではないというふうに思っております。

それから、後期高齢者医療と老人保健の診療請求、これらがダブってくる可能性があるんじゃないかなという御指摘でございますけども、これにつきましては、レセプトの点検、審査、それから、国保連合会、社会保険診療報酬支払基金等のチェックも経ておりますので、誤って、どちらにも、例えば請求が行くとか、そういうことはない、ないだろうと



いうふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから議案第46号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を起立によって採決いたします。本件は承認することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第46号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第3号）については、承認することに決定をいたしました。

次に、議案第47号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

9ページなんですけれども、この説明のときにですね、現年の分、普通徴収保険料分として5%を留保することになっているということと、平成20年度の未納額が、次年度へ繰り越してしまったという説明があったと思うんですが、5%留保することと平成20年度の未納額というの関係というか、その留保金額に未納額も含まれてるのかどうか、それとは全然別なのかどうか、そこのところを、ちょっと分けて説明していただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。

金額で申し上げますと、5%の留保額が約200万円、正確に申しますと200万9,115円でございます。それから、未納額が95万4,800円の、計296万3,915円ということになりますが、5%の留保につきましては、還付金の財源、還付する際の財源として5%を留保すべきということで、後期高齢者医療広域連合の規定によって定められている数値ということになっております。

それから、未納額でございますけれども、これは20年度分が21年の4月以降に納付されたという場合に、これは20年度分でありながら20年度に納付するのではなくて、21年度に広域連合に納付しなければならないと、これも1つの取り決めとしてございます。これを、留保という形でとめ置きまして、21年度の補正でもって21年度の納付金額の中に出てくるということになってまいります。この5%の留保額と未納額、21年に入ってまいりました20年度分の納付額につきましては、全く別物の取り扱いという形に

なります。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

私がね、なぜそういうことを聞いたのかという一番大きな理由は、5%、これは還付額としてね還付金の予定として留保することになっているということで、ちゃんと取り決めがなっておるということだったんですよね。だったら、平成20年度の未納額、もうこれは既に4月、5月それぐらいでね入っている金額であるとしたんなら、正直な話言うて、この留保金額についてね、留保金額についてはもう、それも入れていいんじゃないかなというふうに、私、単純に思ったもんだから、留保金額が相当あるのかなと、留保しなきゃ、その5%というのが相当あるのかなというふうに思っちゃったわけです。わかります。だから、そう、そんなに還付が発生するのかなと、なぜ還付が発生するのかという原因も、だから聞こうかなと思ってたわけです。還付が発生する事由として、どんな事由が考えられるかということを知りたいかったですよね。だから、大体それが金額的に5%の留保金額、私は、だからここで答弁があったようにですね、300万円ぐらいの留保金があるというふうに理解してよろしいんですか、それは。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。

議員、御指摘のとおりでございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから議案第47号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を起立によって採決いたします。本件は承認することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立全員であります。したがって、議案第47号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、承認することに決定をいたしました。

次に、議案第48号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）高鍋町税条例等の一部改正について質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） この条例改正によって、どのくらいの方がこの事案に反映されるのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。

まだ最終的な課税計算というのをやっておりませんが、どの案件といたしますか、それぞれの条文等のほうがよろしいのでしょうかね。（発言する者あり）ええ。それでは、そもそも、先ほど説明しました38条から47条までの住民税の年金からの特別徴収に関してですけれども、課税対象の公的年金を1年以上もらってらっしゃる方っていうのが約6,240名いらっしゃいます。そのうちに、正確なまだ課税計算しておりませんが、特徴対象者になるであろうという方が1,270名ほどいらっしゃる予定です。それと、上場株式会社ですので、第2条の8項等ですけれども、こちらに関しまして配当所得と譲渡益に係る軽減税率の適用を受けている方っていうのが、もちろんこれ特定口座を開設して取引をしてる方っていうのがほかにいらっしゃいますが、それはまあ見えませんが、配当所得を受ける方は51名、それから、譲渡益の方が5名ほどいらっしゃいます。それから、先物取引関係はお一人ほどいらっしゃいますですね。それと、あつ、先ほどの、只今のその上場株式の配当と譲渡益の軽減のやつなんですけれども、51名のうちの配当所得が約1,600万円ほどございます。それから、5名の譲渡益に関しての額が500万円ほどございましたですね。それから、附則11条に関しての固定資産の評価基準の改正の絡みは、現行の課税される方、減額される方とほぼ一定であろうと思っております。数字等についてはちょっと把握しておりません。それから、寄附金控除ですね、これを総体でいきますと69名ほどいらっしゃいます。ただ、一般のその寄附、日赤とか共同募金等に対して寄附されたものを除きますと、去年の段階で、町外の自治体、いわゆるふるさとと規定した場合に、それが自治体として規定した場合に、そこに納税された方、寄附された方ですね、これが3名ほど、約金額で25万円ほどいらっしゃいます。

そのあたりでございますが。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） はい。13番。

それではですね、この人数を聞いて金額も聞いたわけですが、例えば、株式などの配当、これについて今51名と5名で、今2,100万円ぐらいの税があるということでしたが、これについても、今度の法改正によってどのような自治体が、状況に変化していくのかということをお伺いしたいと思います。

また、住民税についてはですね、6,240人のうち1,270名がまた別の所得があると思われる方ですね。そうすると、この1,270名については二度手間をしないといけないわけですね。直接引かれる住民税と、また別の所得があることでそれを申告しなければならないという、で、また地方自治体にとっても、この人にとってはまた同ような仕組みかもしれませんけれども、税金の申告が6,240人から1,270人に減ると思われているのか、それとも、住民からすれば二度手間だというふうに思っているのか、ちょっとそこのところ、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。

まずその配当——株等に関しての配当、それから譲渡益に関しての部分ですけれども、現在の社会状況等を見ました場合に、株の譲渡等、それについての、また配当の所得についてっていうのは、額的なものには、ほとんど落ち込んできているんだろうと思います。で、その分、住民税側に入ってくるものに関しての内容等というものについては、前年、前々年とさほど今回のこの改正に関しまして、来年以降変わるものではないんじゃないかと、余り変更はないんじゃないかというような思いは若干持っております。

それともう1点の、先ほど、課税対象の公的年金を1年以上もらってらっしゃる方が6,240名と言いまして、それ以外という意味じゃなくて特徴対象者です。その方が1,271名いらっしゃるということで、それ以外の所得のある方っていうのが、正直、明確に判明しておりません。で、その方たちに対しましては、もちろん、特徴ですから、住民税は引かれますが、その方たちのうち約四、五百名じゃないかという算定はしてるんですけれども、そのほかの所得とかその他の所得、そういったものの合算での課税になりますが、その分は普徴になるということでございますから、それにつきましては、年金特別徴収対象者に関しましては普通徴収の納付書も行くようなこととなりますので、ある意味、その分では、少々手間取るのかなという思いを持たれるんじゃないかと思います。そういう気はしております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

だからねえ、住民の側から考えたときに、年金から直接住民税は差し引かれるのに、何でまた納付書が来るのかなというふうにもしなってきた場合ですよ、なってきた場合、何でかと、結局またそこでトラブルがね、起きはしないかと、その地方自治体からしてみればね、そのトラブルを対応しなければならぬということ、これはもう大きな手間暇になると思うんですよ。そういうトラブルに関してはね、そのことが徹底してね、正直な話して住民税については、住民税についてはこれ地方自治体に預けられている権限ですよ。それをなぜ国がね、国の政策をもってしているのかと、私が何度ここで言おうと、正直な話、それは国の政策でこっちは関係ありませんとかいうふうに言われるだろうと思うんですよ。だから、その辺のところはね、一体どうなのかというところが知りたい。だから、その分の地方自治体の、逆に言えば職員の対応の大変さっていうのがどのぐらいなのか。今までどおりなのか、それとも、今までよりはやっぱり別のものだから、それで対応はいいですと、変わりませんということなのかということがね、ちょっと知りたい。だから、先ほども答弁にあったように、今度は配当などですね、すごく今度の法改正によって、また地方自治体は新たに少なくなると。要するに、もらえる税額が、そういうお金が少なくなってくるということにもなりかねないのかなっていうふうにはやっぱり危惧するわけですよ。だから、国の法改正によって自治体そのものがどう運営されていくのかということが、やっぱりここでは議論をしていくべきじゃないかなと思って、数字的なものをちょっ

と質疑をしたわけですからけれども。例えば、国の法改正に伴うこのようなものを法改正をしなければならないということは、そりゃ、仕方がないことですからけれども、この法改正に伴う地方自治体の人的な費用負担ですね、それについてはどのぐらいになると判断されてるんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。

この、年金対象特別徴収に関しましては、現在も総務省あたりのほうから、いろいろその法の修正とか手順の修正とかそういったものが、順次随時来ております。で、もちろんそのやりとりに関しましては電子媒体等でやるんですが、これに関しましては、もうその、一昨年でしたか、予算等の処置をしていただいて、それについてやっているんですけども、人的なものっていうことになりますと、通常の課税計算の範疇の中に、さして負荷がかかるものではないだろうと思ってます。ただ、議員のおっしゃるとおり、対住民側から見た場合に、おっしゃるように年金から特徴で引かれる、なおかつ、ほかの所得がある方は、普徴の納付書も行くという、その理不尽さっていう部分は受けられることがあるでしょうし、それがないようにということで、今回チラシなりビラなり何なりで情宣活動をして、そういうものが参りますよということについては、次回、まあ恐らく今度6月になってからですけども、納付書等の発送がございます。当然、最初のうちは普徴で納めていただきますんで、その中に納付書——課税通知書ですね、これとあわせてそういう情宣の文言とチラシとを入れて助成していこうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから議案第48号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

議案第48号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）高鍋町税条例等の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

この中にある固定資産税免除、減免に関しては賛成できると思います。一般住民とかけ離れた株式譲渡初め、年金から直接住民税を差し引くということは、地方分権法に反する行為だと私は考えます。また、別途収入のある方については、高鍋町からも納付書が届くという、このような不合理なやり方っていうのは、先ほども申し上げましたが、地方分権法に、逆に、私は抵触するものと考えます。国は、地方分権法と言いながら、みずからが決定したことをみずからがやっている、地方には任せない、そういった行為が多々見受けられます。そのことを考えたとき、本当に地方自治体が成り立っていくんでしょうか。これから、いろいろなさまざまな形で国からの直接のこういった条例、こういった法が押し

つけられるというふうに考えております。

私たち議会では、何らの手だてもございませんが、ただ反対討論をし、そして住民の側に立った私たちが本当に大切にしているこの高鍋町地方自治体をしっかりと守る立場でいかなければならないと思っております。そのためには、住民への、こういった行為に対してしっかりと私たちは表現をし、そして住民の皆さんの意見を十分に吸い上げ、地方分権法が本当にしっかりと根差していくような地方自治体をつくり上げていく必要があると私は考えて、反対といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第48号を起立によって採決いたします。本件は承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第48号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）高鍋町税条例等の一部改正については、承認することに決定をいたしました。

---

#### 日程第7. 議案第49号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第7、議案第49号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。

議案第49号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

人事院は平成21年5月1日付で、ことしの民間の夏季一時金は景気悪化により前年と比べ大幅に下回る見通しであるため、暫定的な措置により、平成21年6月期の期末勤勉手当を引き下げることとの臨時勧告をいたしました。これに伴い、国においては、平成21年6月に支給する一般職のほか特別職の期末手当の支給率を暫定的に引き下げる方針でありますので、このことを踏まえ、本町につきましても、6月期の一般職の職員及び再任用職員の期末勤勉手当、議会議員、常勤特別職の職員、教育長の期末手当を暫定的に減額するための措置を講ずるための関係条例について、所要の改正を行うものでございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。

議案第49号の資料とですね、新旧対照表の20ページ、21ページをお開きください。この改正はですね、21年6月の暫定的措置でございます。一応、20ページの第

19条、期末手当でございますが、期末と勤勉につきましては、一般職と再任用職員の改正になります。

第19条の真ん中の2項に「100分の140」を「100分の125」に改正いたします。それから、19条3項の再任用職に対してでございますが、アンダーラインが引いております。「100分の140」とあるのを「100分の75」、これを「100分の125」と「100分の70」という改正になります。

続きまして勤勉手当でございますが、勤勉手当、一般職につきまして「100分の75」を「100分の70」と、再任用におきましては「100分の35」を「100分の30」に改正いたします。それから、議会の議員、常勤特別職、教育長でございますが、これにつきましては期末手当だけの改正になります。現行「100分の160」支給しておりますけど、これを「100分の145」に改正するものでございます。

非常にですね、「とあるのは」という文言等が多いということで、改正的に見にくいという御指摘等もあったんですが、議案の第2条の第5項ですね、議会の議員の議員報酬について、参考ではありますが、第5項の中にですね二重括弧、第5項の2行目になりますが、「100分の140」とあるのは「100分の160」という形であってあると思うんですが、この文言が、これで1つの形をなしておりますので、こういった改正になっておりますので御理解ください。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、説明を終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。

今度の改正に伴ってですね、いわゆる期末勤勉手当についてどのくらい減額されるのか、金額的にお答え願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。

一般職におきましては、総体で1,250万円程度になります。1人当たり平均7万2,600円でございます。特別職、教育長につきましては、総体で31万9,000円、1人当たり平均10万6,300円です。議員の方々につきましては、総体で60万3,000円、1人平均3万7,600円でございます。全体金額で、約1,340万円程度減額になります。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありますか。3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。

先ほど、議運委員の委員長から我々議員の期末手当を減額するということに関して、僭越である、越権であるということでしたという議運の説明がありましたけれども、議運でない私初め議員もおりますので、改めて、町長の今回、私は越権行為ではないかと思うん

ですが、弁明を聞きたいと思います。（発言する者あり）

○13番（中村 末子君） 議長、ちょっと休憩入れたほうがいい。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩いたします。15時から開会をしたいと思います。

午後2時53分休憩

午後3時00分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。

今回の提案につきましては、人事院勧告でありまして、今までどおりそういった手続でやってきたと思っております。

特別等報酬審議会等にも今度かけておりませんので、また暫定的なことということでございますので、国からの通達も。ま、そういったことで提案をいたしました。越権行為と私は思っておりません。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 3番。

まあ、町長の答弁はわかったんですが、我々議会は町長部局じゃございませんので、独立機関ですので、本来ならば、宮日等にも、さきの議会で、各、県内ですね、やった段階で西臼杵3町においては、議員報酬の減額はないと、本来、議員提案がなされるべきというような、まあ報道もありましたから、できれば、越権でないと言われても今後このようなことがないように、今回減額しなければいけないということにおいて我々が直接批判を受けることになるわけだから、機関が違いますので、今後このようなことがないようにお願いをしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これから議案第49号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 議案第49号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

当然、議員の報酬についての減額については賛成です。しかし、一般職の職員のボーナス、本当にこれを減額することが今有効な手段なのかどうかということを考えていきたいと思っております。

と申しますのは、100年に1度の景気の後退と、低迷ということが言われております。1,200万円の金額があれば、これを地元の商店街、またさまざまな形での、この分が



ですね、消費に回っていくなら、私は、活性化も少しは期待できるのではないかと思います。

確かに、定額給付金、これも町内で配布されました。もうもらわれた方、まだもらってらっしゃらない方いらっしゃるかもしれません。この全国で2兆円ものお金については、本当に景気を刺激していく金額なのかどうかということも議論をされましたけれども、その定額給付金についても、このボーナスの削減についても、考え方を同じくすると考えたならば、私は、これを経営の一端としてしっかりと使っていただく、その費用にしていく必要があったのではないかと考えます。

私は、このような景気低迷の時代だからこそしっかりと職員の賃金を保障し、そして、働く意欲の出る社会づくりに貢献していただくためのものだと思っております。そのことをもって、私は反対といたします。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第49号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立多数であります。したがって、議案第49号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決をされました。

---

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで、会議を閉じます。平成21年第1回高鍋町議会臨時会を閉会をいたします。

連絡を申し上げます。15時10分から議員協議会を行いますので、第3会議室にお集まりをいただきます。

午後3時04分閉会

---